

<特集>

特別支援教育実践センター 20周年記念講演・シンポジウム インクルーシブ教育とソーシャルインクルージョン

—— これからの特別支援教育のあり方への提言 ——

記念シンポジウム

【川谷】 それでは時間になりましたので、開始させていただきたいと思います。ただ今より広島大学大学院教育学研究科附属特別支援教育実践センター設置20周年記念講演会・シンポジウムを開催いたします。

【開会挨拶】

まず初めに開会挨拶といたしまして、広島大学大学院教育学研究科長の宮谷真人がご挨拶申し上げます。

【宮谷】 皆さん、こんにちは。広島大学教育学研究科長の宮谷でございます。広島大学大学院教育学研究科附属特別支援教育実践センター設置20周年記念講演会そしてシンポジウムの開催にあたりまして、お礼とご挨拶を申し上げます。

まずは遅い時間にもかかわらず、また朝からの成果報告会・セミナーに引き続いて参加していただいている方もいらっしゃると思いますが、お疲れのところ、この講演会そしてシンポジウムへ参加していただきましてありがとうございます。

本センターは平成7年4月、当時の学校教育学部附属障害児教育実践センターとして設置されました。その後、名称は変わり、変遷がありました。教育学部と学校教育学部を取りまとめまして教育学部附属の障害児教育実践センター、そして大学院の重点化によりまして大学院教育学研究科附属の障害児教育実践センター、さらには特別支援教育の開始によりまして大学院教育学研究科附属の特別支援教育実践センターと名称を変えて現在に至っております。

名称は変わりましたが、障害のある幼児・児童・生徒に対する実践・研究・貢献を行うことにつきましては一貫してそれに努めてまいりました。今年で設置20年を迎えることができました。これもひとえに皆様からのご理解とご支援の賜と、心より感謝申し上げます。

我が国ではいわゆる共生社会の形成にむけて、平成26年1月に国連の障害者の権利に関する条約を批准し、そして翌2月に発布をいたしました。この条約で述べられているインクルーシブ教育システムといいますのは、障害のある人が精神的および身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させて、自由な社会に効果的に参加することを可能とすることを目的とし、障害のある人と障害のない人が共に学ぶ仕組みであります。そして人間の多様性の尊重等の強化、そして障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、そして個人に必要な合理的配慮が提供される等の必要性がうたわれております。

この条約の批准に対してさまざまな国内法の整備が行われてまいりましたが、その一つとして来年の4月には障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行されることになっております。広島大学も含めまして行政機関や独立行政法人等では、適切な対応要領の作成に向けたさまざまな準備が行われております。

このように障害のある人に対する教育的施策は大きく変わってきております。この背景には、私たちの住む社会の大きな変化があると思われまます。就労可能人口や生産年齢人口の減少、高齢化、貧富の格差の拡大、在留外国人の増加など、高度経済成長期とは異なる今日的な課題が出てきているということが一つあります。

また、昨今、グローバル化という言葉がよく耳にされることと思いますが、異なる文化、背景、多様な倫理観、価値観を尊重し、それを受け入れる寛容さを社会の構成員全員が身につけることが今後の日本社会のグローバル化を実現するための必要条件でございます。このような社会的な問題の解決、そして人類の未来を開くという意味でも、インクルーシブ教育システムあるいは特別支援教育の果たす役割は今後さらに増加していくことと思わ

れます。

特別支援教育実践センターは現在および将来において、多様かつ複雑に変化し続ける社会の中で発生してきます問題の解決に向けて、特別支援教育とインクルーシブ教育の両輪を大切にしながら、基礎的・実践的な研究、教材開発、教育相談、臨床等の活動の一層の充実を図る所存でございます。今後とも皆様のご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日の講演会・シンポジウムへのご参加に対してあらためてお礼を申し上げて、私からのご挨拶といたします。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

【川合】 宮谷研究科長、ありがとうございました。

申し遅れましたが、私はこちらの附属特別支援教育実践センターのセンター長を務めさせていただいております川合紀宗と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。本日は司会進行と指定討論を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、祝電が届いておりますのでご披露申し上げたいと思います。「設置20周年おめでとうございます。輝かしいご発展を遂げられた皆様の情熱に敬意を表し、貴センターのさらなる飛躍を期待しております」。国立大学法人障害児教育関連センター連絡協議会様よりご祝辞を頂戴しておりますので、ご披露申し上げます。

それではまず記念講演といたしまして、長澤泰子先生よりご講演を賜りたいと思います。それでは長澤先生、壇上へお上がりいただければと思います。

私のほうでまず長澤泰子先生のご紹介をさせていただきたいと思います。長澤泰子先生はアメリカのウィチタ州立大学で言語病理学修士を、その後、東京大学で保健学博士を取得されました。先生は伊豆斐山温泉病院言語室スーパーバイザー、それから東京都心身障害者福祉センター聴覚言語障害科言語主任、それから国立特殊教育総合研究所聴覚言語障害研究部言語障害教育研究室長、その後、本学にお越しになりまして学校教育学部教授と、一貫して言語障害者に対する指導支援と言語障害担当者の養成等に携わってこられました。私も実は長澤先生のゼミ生でありましたので、たいへん長澤先生にはお世話になりました。

また本学におきまして、当時の学校教育学部附属障害児教育実践センターの立ち上げにも大きく関わられ、初代センター長に就任されました。本学を定年退職された後も、慶應義塾大学、日本橋学館大学等で教鞭を執られました。この間、日本特殊教育学会常任理事・研修委員、日本音声言語医学会評議委員、日本失語症学会理事等を歴任されました。

また、学校の先生らとともにことばの臨床教育研究会を立ち上げて代表を務められ、指導法が十分に確立されていなかった吃音の指導に関する教材、本を作成されました。それから日本吃音・流暢性障害学会を設立し、理事長を務めてきておられます。こうした数々の業績が評価されまして、長澤先生は女性研究者として初めて平成26年度辻村賞を受賞されています。

それでは、長澤泰子先生にご講演いただきます。演題は「特別支援教育実践センターの役割—後進へのメッセージ—」です。それでは長澤先生、どうぞよろしくお願い申し上げます。

記念講演 特別支援教育実践センターの役割—後進へのメッセージ—

長澤 泰子（元広島大学・元慶應義塾大学・前日本橋学館大学教授）

川合先生、ご紹介ありがとうございました。「私、そんなにすごいこと、してきてないよね」と思いながらも、どこか「ピリッとしなくちゃ」という感じになりました。

確かに初代センター長ではあったのですがけれども、私が何をやっていたかということはあまり覚えておりません。でも、20年たってしまったということを考えると、「20年、おめでとうございます」とまず最初に言わなくてはいけない言葉であろうと思っております。

レジュメには書きましたけれども、センターの研究紀要の13号を拝見しました。その中には「すごい、私は

こんなこと何もやっていなかったのに」と思うようなことがたくさん書いてあって、川合先生を始め教育学部の先生方もおそらく協力してくださっているのだろうと思いつつ、このようにものすごくいろいろな幅広い活動をしていらっしゃるのだと、あらためてセンターの20周年をお祝いしたい気持ちになりました。

今、申し上げたようにきちんと覚えていないということが前提になっているのですが、とにかく「特別支援教育実践センターの役割そして更新へのメッセージ」というタイトルを川合先生からいただきまして、何も深く考えもしないで「いいわ、行くわよ」と言ってしまったことを、今、実はドキドキしながら「後悔してもしょうがないな」と思いつつここにおります。

このパワーポイントを実は私は生まれて初めて独力で作りました。独力で作ったので褒めてやってください。後で出てきますけれども、いい歳なんです。ですから、こういうデジタルなことは……。認知症に足をつっ込んでおりますので、言葉がなかなか出てこないこともあります。

先ほどご紹介いただきましたけれども、広大に来たのが平成2年です。そこから9年間いて、平成11年には定年で退官——あの頃は退官と言っていました——しました。その頃は63歳でしたから、算数に強い方は私の年齢を計算してみてください。9年間いた間にどういうことをしていたかを不確かな記憶を探って書いてみました。

最初は東雲キャンパスにおりまして、そこにプレイルームがあったので、そこでお子さんたちに出会っていたことを思い出します。そのお子さんたちと出会っていたのは教育相談という位置づけだったと思います。その後、それもまたいろいろと考えても広島的事情がよく分からないままだったのですが、たまたま大学の先生から「こういう子がいるんだけど、会ってやってくれない？」と言われて「はい、はい」と言って会ったというのが、そこでの教育相談の手始めだったと思います。そして東雲小学校が隣にありましたので、その障害児学級の子どもたちにもいろいろ会ったということを知っています。

そこで出会っていたお子さんたちの状態というのが、どこかには行ったのだろうけれどもなかなか解決できなかったということだったと思いますが、聴覚障害と知的障害とそれから自閉傾向を持っている割合に重度なお子さんや、知的障害は確かにあるけれども、それにしても発音がうまくできていないお子さんということで、難しいといえば難しいお子さんたちでした。

それで何かしなければと思い、最初に聴覚障害と知的障害と自閉傾向があるということであればもしかしたらマカトンが役に立つかもしれないということで、たまたまよく存じ上げていた津田先生や松田先生に広島まで来ていただいて講習会をやらしてもらったことも覚えております。マカトンはここにいらっしゃる先生方はご存じだと思いますけれども、イギリスで開発された方法で、主として話ができない知的障害のお子さんたちに簡単な手話を使ってコミュニケーションをとるというものでした。でも、手話だけではなくて音声と同時にやっていくことが原則でした。私自身、本当は手話ができない人間ですけれども、「お母さんと一緒におうちへ帰ろうね」ぐらいのことを私もやっていた記憶があります。

それからもう一つ、竹内敏晴先生の「からだことば」のレッスンというものがあります。竹内先生は『ことばが劈（ひら）かれるとき』という本の他にも何十冊もお書きになっていらっしゃいますけれども、たまたま私が久里浜の研究所にいた時に研修会に竹内先生に来ていただいて、コミュニケーションとは何かということで竹内先生のレッスンを必ず研修会の中に入れていました。広島に転勤になってからも竹内先生が「行くよ」とおっしゃってくださったので、98年から2008年まで毎年一度は、時には二度ぐらい来てくださって、そこで「からだことば」のレッスンをやっていたいただきました。

このレッスンには竹林地先生もほとんど全部出てくださっていたのですが、私たちが話し言葉に対してすごくこだわりを持っていて、話し言葉というものを大事にし過ぎていること、話し言葉が出てくる機序というのは何かということ、本当の意味でのコミュニケーションとはいったい何なのかということなどを散々教えていただいたというのが、竹内先生のレッスンでした。

その後には今度は自分たちのためにも何かしなければということになりまして、勉強会が始まりました。その勉強会がここに書いてある「今充」——「ぼてじゅう」じゃありません——というもので、正式名称は「今の私と子どもの充実を考える会」という長いタイトルでした。普通であれば子どもが先に出てくるでしょうけれども、いやいや、自分たち、私が充実していない限り、子どもとの関係が充実することなんてできないのだから、まずは自分たちが充実しなければということで、「今の私と子どもの充実を考える会」となりました。東雲にあった

広大附属の先生方——ここでもまた竹林地先生がバッチリお世話になっています——や、それから林美香子先生などと一緒にこの勉強会を立ち上げました。そこでのユニークだったところは保護者も参加していただくということで、保護者と教師と大学教員とで勉強会をしたということがありました。

それからもう一つ、言語発達障害研究会が久里浜からずっと続いていましたけれども、広大に来て、広大の学生さんや卒業生の方も一緒になっての事例研究会として、今、自分で困っている子どもの事例を持ってきて、それについて先輩のいろいろな意見を聞きながら勉強会をやりました。青森から長崎までいろいろな風光明媚な所を回りながら、勉強会をメインに観光は付け足しで——もしかすると反対かもしれません——やっていました。

この中で「泣く子は育つ」というタイトルが結構盛んになりまして、事例を持ってきていろいろなことを協議しているうちに、ついに泣き出す人たちもいました。この中にも約何名かそういう人がいますけれども、その人たちが今ものすごく活躍していますので、確かに泣く子は育つのだなと感じます。

その間にはいろいろなことをやっていますが、広島市や県の就学指導委員会の委員をやらされたり、当時の文部省の特殊教育課が主催する研究調査の委員をやったり、ことばの教室の訪問や専門家診断などをやっていました。これは実践センター長としてやっていたのか大学の先生としてやっていたのか、どちらかは分かりませんが、そういうことをやっていたという思いを持っています。

センターができるまでのことを先ほど学科長の先生がいろいろ言ってくくださったのですが、これは谷本先生がきちんと記録を取ってくださって、こういう状態だったのかということもまた思い出しました。

まずは東雲にいた頃の平成3年に、学校教育学部で障害児者総合臨床相談室という名前で開設しました。今、大学のそばで開業をしていらっしゃる金田鈴江先生がとても推進役になってくださって、この相談室ができました。その後で平成6年に学校教育学部附属障害児教育実践センターとして概算要求というものをしたのですが、翌7年に一応設置は認可されたのですが、建物は却下されて人員が1人就いただけというかたちになり、それがいまだにずっと尾を引いていることになっております。

平成7年に学校教育学部のある東広島に移転して、その間の記憶も記録もよく分かっていないのですが、平成7年には一応センターとして概算要求が通っているので実践センターは開設されたことになっています。センター長はどうなっていたのかということを見るとその辺があやふやでして、記録の中では学校教育学部の教授会においてセンター長の選出があって、そこで私がセンター長になったそうです。平成9年に私は退官しておりますので、その間の丸2年間、センター長をやったわけです。

その後は、学校教育学部が教育学部と合併したことによって、教育学部附属障害児教育実践センターと名前が変わりました。平成13年には大学院教育学部研究科附属障害児教育実践センターとなり、19年には特別支援教育の開始に伴って特別支援教育実践センターとなり、20年の間にいろいろと名前も変わっていったということです。

ここで「センターの役割」というタイトルをいただいたので、センターの役割はいったい何だろうかということをお考えなくてはなりません。ここでずっと来し方を振り返ってみると、センターの役割というのはここに書いたようなことになるのかもしれませんが、これも私の独断と偏見ですが、それほど間違っていないかもしれないと思います。

まず役割の1は、子どもへの指導支援ということです。学校教育ですから子どもたちが主になるとは思いますが、その子どもへの指導支援ということがまず最初に挙げていいことだと思います。

それから役割の2ですが、子どもがやって来るということは必ず保護者が一緒においでになりますので、その保護者の方への指導支援というものが子どもへの指導支援と同じくらいに大事だと私は考えています。学校という場で子どもにいろいろな指導をしても、それがうちへ帰って同じ方向できちんといかないとしたら、きちんとした指導支援にならないのではないかと考えています。親御さんたちとの考えをできるだけすり合わせながらいくことがものすごく大事なことだろうと思っています。

そして役割の3は、大学という場でやっていますから、大学生や卒業生への指導支援というものもすごく大事なことになってくると思います。大学生は授業の一環として子どもの指導を見学させたり部分的にやらせたりということがありますが、卒業生への指導支援というのは仲間づくりの役にも立っていくのではないかと考えています。

それから役割の4ですが、当該特別支援学校——盲・聾・養護もあります——、それから特別支援学級、ここ

にもう一つ通級教室も入れたいと思いますが、そういう場所や学校の機関との連携です。支援ももちろん入るのですが、一緒にいろいろなことを考えていく必要があるような気がしています。一応、縦割りの教室では連携の教育ということ売りをしていて、それでつい「連携」という言葉を使ってしまいましたが、お互いに連携していくことが猛烈に猛烈に大事だと思っております。

それからもう一つ、ここで私があまりやってこなかったことですが、一学校や一学級、一通級指導教室とは違って大学のセンターということになると、教育委員会や行政諸機関との連携ということがやはりすごくすごく大事な——語彙が少なく「すごく」という言葉しか出てきませんけれども——、しなければいけないことだと思います。

そういうことをやっているうちに、結果的には地域への貢献になると思いますし、地域の人たちへの啓蒙という語弊がありますが、障害のある子どもたちとどうやって一緒に暮らしていくのかという啓蒙や理解教育というものが含まれてくることになるだろうと思っております。

こうやって挙げてきますと、とてもではないけれども一人でできることではありません。でも、学部の先生方や外の方々とそれぞれ連携を持ちながらやっていくことで、どうにか今のところはたぶんきりきり舞いしながら役割を果たしているのが川合先生の現状ではないかと思えます。それこそ概算要求でまた人が増えたら、これは素晴らしいことになると思っています。

そして、今日のメインテーマであるインクルーシブ教育が入ってくることになります。インクルーシブ教育が開始されると、ここに赤字で書いてしまいましたが、「こりゃあ大変だ」というのが私の正直な気持ちです。なぜと言われたら、もちろん理想というのは追っていかなくてはいけないけれども、私が知っている限り、障害児や障害者の置かれている現状というのは決してそれほどいい状態ではないということを実感しているからです。

学校でも通級指導教室や特別支援教育ということでいろいろと政府も変わってきてはいますけれども、実際のところ、その恩恵を受けている子どもたちが全てではないし、とても大変な思いをしている人たちに私は何人もお会いしています。また、保護者の方たちの心情として「うちの子にこういうふうにもっとやっていきたいの」と思いながらも、なかなかそれができないであたふたしている現状も見えています。

それから、周囲の人々は自分で関係ない時には「そうだね。障害児も一緒に教育を受けるべきよね」などと言っていますけれども、いざ、自分の子どもがいるクラスに障害のお子さんが入ってきた時には、いろいろと言います。それを直に聞いたこともあります。合理的な配慮ができる人はいないとは言いませんけれども、たいへん少ないということを考えてしまいます。

それからもう一つ、人間の心の中に潜んでいる差別意識というものはいったいどうしたら消すことができるのかということを見ると、まだまだ意識革命をもっともってしていく必要があります。そんな気がしています。

ですけれども、今ここでいろいろとできないことをあげつらっても何もならないので、「できることから何かやってみましょう」ということを考えます。これからインクルーシブ教育はどっちにしてもやっていくことになるので決まっているわけですから、やっていくことになる時にいろいろなバリアはあると思います。先ほどいろいろなバリアの一部を申し上げましたけれども、そういうバリアをどうすれば少なくできるのかということを考えながら行かなくてはなりません。とにかく来年の4月からはそれを始めながら、いろいろと改善していくことになっていくのではないかと思います。

そういうときに、周囲との助け合いや連携、つながり、相互理解、共生、いろいろとたいへんたくさん言葉があるのですが、実際に生活する中で、もちろん年寄りも考えなくてはいけないのですが、若い人たちがより真剣に考えていかなくてはいけないことが山積しているのではないかと気がしております。ただ、簡単にできそうにはないということを嘆くよりは、今できそうなことはどんなことだろうかということを考えて、そういうところからやっていくことが必要なのではないでしょうか。

「まずはできることから考えていきましょう」というときに、私の場合はあまり制度や社会の仕組みづくりなどということほとんどやったことがない人間ですので、こういった「考えてみれば、こんなこと当然でしょう」と言われそうなことばかりですけれども、まずは「子どもたちと楽しく関わろう」ということです。

「子どもたちと楽しく関わろう」と言うのは簡単ですけれども、子どもたちはパッと人を見る目があるというか、直感的に分かってしまうのか、「この人は信頼できそう」と思うとすごくそばに寄ってきてくれるのに、そうで

ない人が何か一所懸命にやっても「ああ、ついて来てくれない」となることがあります。やはり子どもと楽しく関わるためにはいったいどんなことが必要なのかということも考えていく必要があるのではないかと思います。

子どもの気持ちというのは何十年も前にどこかに置いてきてしまいましたけれども、そういう小さい子や障害のある子どもたちの気持ちを考えていかないと、楽しく関わることは難しいかもしれないと思っております。

そして2番目ですけれども、「保護者たちと先入観なしに話し合おう」と、わざわざ「先入観なしに」と付けてしまいました。何かあると、私、私たち、私の仲間は、つい、「このお母さんは、このお父さんはこういう子どもを持っているから、こういう思いを持っているに違いない」と勝手に決めつけてしまっていることがあります。お母さんやお父さんのおっしゃることをしっかりと聞くことができない場合があるような気がします。ですから、先入観なしにお母さんやお父さんの言うことをよく聞いて、私のほうが障害ということについては少しは知っているはずだから、その中の実際にこういうものであるという正しい情報を親御さんたちに伝えていくことが大事なことではないかと思います。

保護者の人たちが言っていることをただ「ふん、ふん」と聞くだけではなくて、このお子さんのこの障害はこうで、こういうレベルであるということをしちんと説明しながら、親御さんたちの気持ちを聞いていくことが必要なのだと思っています。

それから3番目の「人の言葉をうのみにするのはよそう」は、これも自戒の念を込めて言っています。新しい方法が出てくると、「こういう方法があるんだって」ということですぐにそれを子どもにも適用してみようとしてしまいます。本当にそれがいいことなのかどうか、やはりよく見極めてからその方法を使ったほうがいいと思います。

また、専門家診断というもののが私たちの分野にあります。その専門家が来て言ったからこの子にはその方法を使うということを担当の先生がおっしゃった時に、何のために使うのかを聞くとムニャムニャと返事ができなくなるということがあります。やはり自分がやっていることはこういう理由であるということをしちんと言えるようにしたいということも考えております。

それから4番目に、「失敗を恐れないようにしましょう」です。これは先ほどのシンポジウムの中で、「失敗はあるもので、恐れないでやらなくてははいけない」ということをある先生がおっしゃっていましたが、確実に絶対的な正しい方法というのはこの分野の中には無いのではないかと思います。ただ、修復不可能な失敗は絶対にしてはいけないのですが、ちょっとした失敗というのは後でメイクアップするのが可能ですから、少しぐらいの失敗は恐れないでどんどんやっていったほうが良いような気がします。

先ほどの「人の言葉をうのみにするのはよそう」というものと裏腹になってしまいますけれども、自分でこう考えてこうやったということをしちんと説明できるようなことであれば、手遅れにならないような場所でやるべきです。ただし、失敗を自分で失敗と認める力を持っていないとまずいと思います。

そして5番目に、「自分との対話を忘れないようにしましょう」と書きました。自分の臨床や指導の仕方をビデオに撮る場合には、子どもの様子だけをビデオに撮るのではなくて、子どもといろいろと対応している自分の姿を混ぜて撮って、そこでコミュニケーションがうまくいっているかどうかをしちんと見たほうが良いということをしちんと若人にはよく言っています。そういう自分の姿は本当はあまり見たくないのですが、「見たくないということは、まだ伸び代があるってことよ」と言いながらやっています。

自分との対話のためにビデオに撮るということもありますが、自分が今、何をやっているのかという考え方の根本に立ち返って、子どもに対してこれをやるのがいいのかどうかも含めて、自分との対話を忘れないようにしたいと思います。この5番目は、竹内先生の「からだことば」のレッスンの中で散々やってきたことから出てくる感想です。

それから6番目は「他人の力もあてにしよう」で、「も」になります。自分一人では何かをやってしまうと頑張るのではなくて、やはり自分ができそうもないことは人様のお世話になることです。

障害の方たちが誰かに何かをやってもらう時に「ごめんなさい」「ありがとう」「すみません」と言います。自分ができないことをやってもらう時に「ありがとう」と言うのはもちろん当然ですが、それほどのすごく「すみません、すみません」と言う必要はないのではないかと思います。自分でできないところは人様の力を

あてにすることがあっていいのではないかと考えております。

これからインクルーシブ教育が出てくるわけですが、今日一日そしてこれからもいろいろな研修会その他あるはずですが、このインクルーシブ教育がきちんとできるようになってきて現実のものになってくるということは、実際に必要なことだと思います。ことばの教室ができた時には本当にガタガタしながらも40年たつてみると軌道に乗って、そう思った時には今度は通級指導教室に変わってまたガタガタしています。そういうガタガタをしながら、何かより良い方向に動いていくのだと思います。

それが現実のものになっていくに違いないということを私は信じておりますので、ここにいらっしゃるこれから子どもたちといろいろと活動していく先生方もそういう方向で動いていただけたらいいと思っています。それが後進に対するメッセージということになるとと思います。ご清聴ありがとうございました。(拍手)

【川合】 長澤泰子先生、どうもありがとうございました。

先生のメッセージは、やはり基本に立ち返ることです。研究科長もよくほやかされて横文字が増えたということをよくおっしゃっていますが、例えばインクルーシブ教育もそうですし、あとはエビデンスの話もよく出ていて、私たちは何か見えるかたちにならなければいけないということもよく言われています。先ほど先生がおっしゃってくださったように、子どもたちにいろいろなことをやってみるといときには、やはりやってみる勇氣と引く勇氣ということ。その辺りはやってみて効果があるのか無いのかをきちんとかたちにしないといけないう、いわゆるエビデンスということにつながってくるのだと思います。その辺の子どもとの呼吸というものを大切にしながら支援をしていくことの大切さというものを、あらためて感じさせていただきました。本当にありがとうございました。

【長澤】 ありがとうございました。

【川合】 あらためて拍手をお願いいたします。(拍手)

それでは、ただ今から17時40分まで休憩といたしたいと思います。引き続きましてシンポジウムを行いたいと思います。

記念シンポジウム

Education and Inclusion in the United States (アメリカの教育とインクルージョン)

クリスティ・ホーン (ネブラスカ大学 教授)

【川合】 それでは時間になりましたので、後半のシンポジウムを開催させていただきたいと思います。

シンポジストの方には後ほど討議のところで壇上に一斉に上がっていただくことになるかと思いますが、お一人ずつ話題提供していただくというかたちをとらせていただきたいと思います。

まず最初といたしましては、ネブラスカ大学リンカーン校教育イノベーションセンター長、教育人間科学部教授でいらっしゃいます Christy Horn 先生にお話をいただきたいと思います。それでは Christy Horn 先生、よろしくをお願いいたします。Christy Horn 先生からは「アメリカの教育とインクルージョン」というお題を頂戴しております。では、よろしくをお願いいたします。

【Christy】 Good afternoon!

こんにちは。

【Christy】 What I'm going to talk to you this afternoon about is education and inclusion in United States. We have two primary laws in the United States that dictate inclusions. The first one is called No Child Left Behind and the second is Individuals with Disabilities Act, which is called the IDEA.

今から「アメリカの教育とインクルージョン」と題しましてプレゼンテーションしたいと思います。

アメリカの教育においては2つの大きな法律があります。一つはNCLB (No Child Left Behind Act: 落ちこぼれ防止法), そしてもう一つはIDEA (Individuals with Disabilities Education Act: 個別障害者教育法) です。この2つの法律がインクルージョンに関わっています。

[Christy] The No Child Left Behind is about access for students with disabilities in the regular classrooms - two regular curriculums. It changed the standards across the United States because it requires school districts to have students with disabilities sit for the same exams as nondisabled students.

このNCLBという法律は、障害のある児童生徒が通常学級、通常カリキュラムへのアクセスができるようにしたものです。これによりまして全米のスタンダードが変わり、障害のある児童生徒が全ての学校区において通常の友達と同じ試験を受けなければいけなくなりました。

[Christy] Prior to No Child Left Behind, students with disabilities were not required to take standardized tests and school systems were not held responsible for their participation in the regular curriculum.

この法律ができる前は、障害のある児童生徒は通常の標準化されたテストを受ける必要はありませんでした。そして、どこの学校区も通常学級に障害のある児童生徒を受け入れなければいけないという責任を負うこともありませんでした。

[Christy] The individuals with Disabilities Act, which is commonly known in the United States as IDEA, provided for the fundamental right for a free and appropriate public education for students with disabilities, and we will talk later about the least restrictive environment, but it sets down the regulations about how students with disabilities should be taught in the school systems.

そしてもう一つの法律のIDEAによりまして、障害のある児童生徒が無償で適切な公教育を受けられる基本的な権利が保障されるようになりました。後ほど述べますが、障害のある児童生徒が学校の中でできるだけ制約のない環境で教育を受けられるようにするというものです。

[Christy] Then, we talk about exceptionality, which is what dictates whether a student falls under these acts. Students are presumed to be deficient [ph] - if they are exceptional students, they are assumed to be deficient in one or more skills or abilities necessary for school success. The solution then is an individualized education plan, so the student can participate.

では、そのような法律の対象となるのはどのような児童生徒であるかを考えるときに、キーワードとなるのが例外性というものです。ここに書いてありますように、例外性のある児童生徒というのは、学校で良い成績を取めたり良い人間関係を構築させたりといった成功をするために必要な機能や能力が一つ以上不足していると見なされる児童生徒です。そういったことが当てはまる児童生徒には、IEP (個別教育計画、個別指導計画) というものを考えることによって、授業あるいは学校教育を受けられるようにします。

[Christy] There are different categories of disabilities that fall under the IDEA. First is intellectual disabilities. These are defined as cognitive deficits that a student would experience.

では、IDEAに当てはまる障害としてはどのようなものがあるかと言いますと、さまざまなカテゴリーがあります。まずここで取り上げたいのは知的障害ですが、知的障害のある児童生徒には認知面の困難があると定義されています。

[Christy] Then we have autism, which is defined in terms of social and linguistic deficiencies.

そして自閉症スペクトラムという障害があります。この児童生徒は社会性や言語面に困難があると定義されています。

[Christy] Then we have students with physical and sensory impairments. Those are students who are considered to be lacking visual, auditory, or motor capabilities in order to be normal. So, everything about exceptionality has to do with the somehow or another not normal.

また、身体障害、感覚障害のある児童生徒もいます。彼らは視覚、聴覚、あるいは運動能力が標準よりも限定されていると定義されています。すなわち、通常ではない全ての障害が例外性というものに当てはまります。

[Christy] If you look at the deficit perspective of disability, which basically drives the laws that have been created in the United States, the goal of education is provide skills for students to function normally. How we do that is to create an IEP.

また、障害に対する認識の欠如というものがあります。教育の目標は児童生徒が正常に機能するための義務を提供することであるとされています。そのために、先ほど申し上げました IEP を立てるわけです。

[Christy] An individual education plan or an IEP is created to do three things. It allows you to benefit from his or her education.

このIEPは3つの事柄から成り立っています。一つは、児童生徒が教育から利益を受けるようにすることです。

[Christy] Allows the student to progress in the general curriculum.

そして、一般のカリキュラムの中で児童生徒が発達していくようにすることです。

[Christy] And thirdly they allow the student to progress along with his or her peers so that they have appropriate social interaction.

そして三つ目に、児童生徒が仲間や同級生と一緒に発達していくことによって、社会的な相互関係を築いていけるようにすることです。

[Christy] In the United States, inclusion is supposed to be that the student with the disability spends greater than 80% of the school day with her nondisabled peers.

アメリカのインクルージョンの定義としては、障害のある児童生徒が学校での生活の80%以上の時間を障害のない仲間たちと一緒に過ごすこととなっています。

[Christy] That means that they are physically placed in an age-appropriate classroom.

すなわち、物理的には自分の年齢にふさわしい学級の学級に入ることです。

[Christy] That they have social interaction and peer relationships with other students.

そして社会的には、自分の仲間や同級生と人間関係を築けるように社会的な相互関係を促進します。

[Christy] And then, they meaningfully participate in the general education classroom.

そして、通常の学級の中で有意義に参加できるようにします。

[Christy] I would like to say that this happens in the United States on a regular basis. But the fact of the matter is that even the best of the states are falling far short of 80% of the time that these students should be in the regular classroom.

アメリカの中で実際にこういった努力がなされていますが、最も進んでいる州でも80%以上の時間を過ごすことはなかなか達成されておらず、それにはほど遠い状況だといえます。

[Christy] One of the great difficulties, which is true in education I think everywhere, is there simply isn't

enough money.

そして教育におけるいちばんの問題点は、アメリカだけに限らず世界中のどこでもそうだと思いますけれども、資金不足です。

[Christy] IEPs or individual educational plans are designed by a group of folks - generally a team of physical therapists, speech therapists, occupational therapists, school psychologists, parents, and teachers - and many of these plans are very well thought out in detail.

IEPを立てる際には、さまざまな方々が参加するグループあるいはチームで行います。例えば理学療法士、言語療法士、作業療法士、学校心理士、保護者、教員なども加わります。この計画は詳細にわたって非常に良く考えられています。

[Christy] But many students with disabilities require assistance in the classroom even if they are in a generalized classroom. This requires personnel to be able to do that. In many school districts, it's easier to put all the students with special needs [ph] in one room with one or two teachers than it is to put them in the generalized classroom where they would have to have multiple teachers or multiple assistants in each of the classrooms.

多くの障害のある児童生徒が通常の教室へ移動するとなりますと、支援員が必要となってきます。ということは、より多くの人件費がかかってくることになります。そういった人件費をかけることができないために、障害のある児童生徒を一つの特別支援学級にまとめて教えたほうが、その教室の中で1～2人の先生がつけばよいのでやりやすいと考える場合が多いかもしれません。通常の学級に障害のある児童生徒を受け入れるとなりますと、それぞれの教室に複数の教員あるいは支援員が必要となります。

[Christy] Unfortunately, this means that sometimes the student is placed in least-restrictive environment, which may be the classroom, but they don't have the assistance in that classroom to help them fully participate.

残念ながらこういった状況では、例えば障害のある児童生徒が最も制約の少ない環境である通常の学級に配属されたとしても、そこに支援員がついてきちんと授業に参加できるようにするためのサポートができないことになってきます。

[Christy] Another reason that schools in the United States don't reach that goal is that it may be true that the least-restrictive or the best environment might be the classroom, but that's not actually what's best for the student.

そして、最も制約の少ない環境といえは通常の学級であると考えられていますけれども、通常の学級は障害のある児童生徒にとって本当にベストな環境といえるかということ、実際はそうではない場合もあります。

[Christy] The focus is on how do we make sure that students with disabilities are exposed to the core curriculum and they learn what all other students learn so that if they have the potential to go further than the K through 12 system, they have the knowledge and the opportunity to do so.

障害のある児童生徒がそのような状況であるとすれば、どのようにすればコアカリキュラムできちんと学ぶことができるようになるのでしょうか。他の児童生徒が学んでいるコアカリキュラムを障害のある児童生徒が理解できるようになるのでしょうか。そして、幼稚園から高校3年生までを過ごした後、大学に進学できる能力のある児童生徒に、それだけの知識と機会をどのようにすれば提供できるようになるのでしょうか。

[Christy] Most of my work is done with college students. I've been working with college students of higher education for 30 years. But I will say over those 30 years is that we are seeing more and more students with

disabilities in a wider variety of disabilities come to the college environment.

私は大学で教えておりまして、そのような高等教育機関で30年ぐらいの経験があります。そこでの学生を見てみますと、この30年間でだんだんと障害のある学生の数が増えてきていると同時に、その障害の種類も増えてきています。

[Christy] One of the reasons for this I believe is that instead of focusing on compensating for a student's disability, we have seen the schools through the IEP process become more and more conscious of the fact that they have to provide accommodation to the student. Providing accommodation to the student prepares them better for the postsecondary environment because in that environment there will be no compensation. Compensatory strategies, they won't be receiving reasonable accommodation.

なぜそのようになってきているかと考えますと、今までは障害のある児童生徒に対して保障的な措置ということに焦点が当てられていたのですけれども、このIEPというものがだんだんと浸透してくるにつれて、より多くの学校で児童生徒に対して配慮を提供することを意識するようになったということが背景としてあると思います。

中等教育を終えて高等教育に進学できるように準備をするための配慮が、高校までの段階ですますなされるようになってきていると思います。これを合理的配慮といいます。

[Christy] In order to do this - in order to prepare these students, the IEDA calls for a specialized instruction designed for the individual student to take advantage of their strengths and to help support their weaknesses. So, to do that, we create a specialized instruction.

そして、IDEA という法律の下で、児童生徒に対してそれぞれのニーズに合わせて特別な支援をするようになってきています。児童生徒の強み、良いところを伸ばし、弱いところをサポートするというかたちです。

[Christy] In order to do that, we have to tailor our instruction to students needs, and in the process of doing that, if the students are in a general classroom, we have got to make sure not only do we address their needs, but that we address the needs of all the other students in the classroom.

そのために児童生徒のニーズに合うように指導方法を調整していくわけですが、その調整のプロセスの中では、通常学級で障害のある児童生徒のニーズをサポートするだけでなく、他の全ての児童生徒のニーズもケアしていく必要があります。

[Christy] Part of this is the modification of methods and materials in the classroom. Some of you likely have heard of 'universal design'. Universal design was originally an architectural term and it had to do with designing buildings that a person with a disability could access any part of it without having to have any special assistance.

そしてそのためには、指導方法や教材をニーズに合うように修正し変更していく必要がありますけれども、その一つの例として、皆様方はユニバーサルデザインというものをお聞きになったことがあると思います。ユニバーサルデザインというのは元は建築分野から始まった言葉で、建物の中で障害のある人たちがどの場所に行くにしても特別なアシスタントがなくてもアクセスできるように設計するということから発しています。

[Christy] Universal design works very well in architecture. When it comes to the classroom, what I see, and the components of universal design, is very often good teaching techniques, but it's not going to take care of all the needs of a student with a disability. We still have to provide a reasonable accommodation.

このユニバーサルデザインは建築分野では非常に良い成果を上げていると思います。しかしそれを授業に応用した場合、ユニバーサルデザインを構成している構成要素を見ますと、教員がどのように教えたらいいかという技術に当てはまるところもありますけれども、ユニバーサルデザインだけでは全ての障害のある児童生徒のニーズをケアすることができるというわけではありません。ですからここで重要になってくるのが、合理的配慮とい

うものです。

[Christy] The creation of distraction-free environments is not as easy as one would think. We have for years and years tried to make our classrooms interesting by putting all kinds of things into them. For some students, all of that color, all of that busyness is a distraction to them. So, we need to make our classroom environments simpler in a lot of respects and less destructive to students - [unclear] even as much as turning off the fluorescent lights for some of our students.

気が散らない環境をつくるということが非常に重要になってきます。これは簡単そうに聞こえますけれども、なかなか大変かもしれません。長年にわたりまして、私たちはできるだけ授業を興味深いものにするために、いろいろなものを吸収し、応用してきたわけです。しかし、例えばカラフルなものを教室に導入すると、さまざまなものが教室にあることによって気が散ってしまう児童生徒もいます。

ここで必要なのは教室の環境をできるだけシンプルにして気が散らないようにすることで、これが大事になってきます。例えば蛍光灯を消すことも一つの手かもしれません。

[Christy] We also talk about framing and strategies for regular classroom teachers. We need to recognize that when we do that that these students with disabilities require a lot of creativity and the strategies that are used to support them and that holding a workshop for eight hours once a year is not sufficient to help teachers cope with a number of different issues that students with disabilities may have in their classroom, that not only do they need workshops but they also need support in the classroom to carry out these strategies.

そして、通常の学級の教師を対象とした指導方略の研修というものも必要になってきます。これらの障害のある児童生徒のサポートをするためには、さまざまな方略を立てていく上でさまざまな想像力（クリエイティビティ）を発揮する必要があります。ですから、1年間に1回、8時間のワークショップをするだけでは、先生方はさまざまな問題に直面しているわけですから、それに十分に対処することはできません。

障害のある児童生徒が授業をうまく受けられるようにするためには、ワークショップだけではなく、授業の中で、教室の中でさまざまな方略を実施していく上でのサポートが必要になってきます。

[Christy] The other thing that we need to provide in the classroom that we have traditionally not provided is reasonable accommodations for students. For instance, if we are dealing with a student with a reading disability while we are working on helping them read better, we need to be providing them support in terms of [unclear] so that they can actually keep up in terms of the knowledge that they need to learn for science and social studies and other classes. Too often we deny them that kind of thing thinking that if we allow them to become dependent on [unclear] they will never learn to read. But at the same time we are slowing them down in terms of learning what they need to learn to be able to participate in the core curriculum.

そして、通常の学級の中で一緒に勉強する時によりよく勉強できるようにするためには、いろいろな合理的配慮というものを提供していく必要が出てきます。これは以前はあまり行われていなかったことです。この合理的配慮というのは、例えば読書障害がある児童生徒の場合には、よりよく読めるようにするために教材をテープに録音してサポートするという方法もあります。そうすることによって他の児童生徒と同じように知識を学べることができ、社会で後れを取らないための手助けになるかと思います。

しかしながら、そのようなテープ教材を出すテープに頼ろうとしてしまって、読めるようにならないのではないかと否定する人たちもいます。しかし、コアカリキュラムにきちっと参加して学ぶ時には、テープ教材を提供したほうが学びが遅れないという効果もあると思います。

[Christy] Thank you.

ありがとうございました。

記念シンポジウム 日本におけるインクルーシブ教育とソーシャルインクルージョンの行方

落合 俊郎（大和大学 教授）

【落合】 こんばんは。落合と申します。実は1年半前までは広島大学に所属しておりました。現在は大阪府吹田市にあります大和大学で教鞭を執っております。標題は「日本におけるインクルーシブ教育とソーシャルインクルージョンの行方」ということとお話をさせていただきたいと思っております。

まず、インクルーシブ教育（Inclusive Education）の変遷についてと大きく書いてあります。インクルーシブ教育といいますと、皆さんはサラマンカ宣言（Salamanca Statement）をいちばんご存じだと思います。

このサラマンカ宣言自体が国際的なインクルーシブ教育の進展に影響を与えたかどうかについてですが、これはノルウェーの Vislie という研究者がヨーロッパ諸国の状況を調べたものです。1990年から1996年までのいわゆる特別支援学級、特別支援学校についての状況です。1994年にサラマンカ宣言が出ましたのでちょうどその真ん中で前後を比較しているわけです。

そうしますと、ユネスコを中心として出したサラマンカ宣言が全ての国で影響したかということではなくて、オーストリア、ベルギー、デンマーク、ドイツ、オランダといった国では、逆に特別支援学校や特別支援学級に在籍している子どもの割合が高くなったということがこの研究で明らかにされております。

その後、日本も国連の障害者権利条約を批准するために国内法を作りました。これによって欧米とほぼ同じ法律的な条件が整い、インクルーシブ教育に必要な状況になりました。要するに欧米の流れに沿った、欧米とほぼ同じような法整備ができたといってもいいのではないかと思います。

ところが状況は逆でありまして、国連障害者権利条約は内閣府それから外務省を中心として行われたわけですが、現在、たぶん文科省は一つのジレンマに接しているのではないのでしょうか。インクルーシブ教育というのは障害のある子どもと無い子どもたちが、なるべく同じ場所で授業を受けるということだったわけです。しかしこの10年間を見ますと、例えば1993年は特別支援学級（Special Class）と特別支援学校（Special School）それから通級による指導が始まったばかりですけれども、その割合が0.97%で、13年には3.11%ですから、3倍以上増加しています。つまり、法律的にいろいろな整備が確立されてきたけれども、逆説的な現象が起きているわけです。このことについて文科省はどのように制度化していくのかということ、これからの大きな課題ではないかと思います。

これをグラフ化するとこのようになり、これだけ増えてきております。小学部、中学部、高等部は6年、3年、3年ですから、時間軸とするとこれは2倍の時間がありますので、本当は2倍いてもおかしくないわけですが、このようなかたちになっております。

これを国際的に比較しますと、これが日本です。初等教育がどんどん増えてきて、増えた状態で学校教育が終わっています。ドイツはずんずん上がってきて、学校教育が終わる直前にグッと下がります。それからフィンランドも学校教育が終わる頃にグンと下がっています。日本とドイツとフィンランドで特別支援教育の国際比較をすると、このように違うわけです。また後で述べますけれども、このことが学校教育卒業後の就職率やそういうことととても大きな関わりがあるのではないかと私は思います。

これは通級指導教室です。こういうかたちでどんどん増えてきております。

もう一つは、「共生社会」という言葉があります。共生社会を英語では Social Inclusion と言ったり Symbiotic Society と言ったりします。「共生」という言葉は生物や理科で出てくる言葉ですけれども、教育におけるソーシャルインクルージョンという言葉がいつから出てきたのかについて探してみたいと思っております。

まず最初は「第一の道」の60年代で、いわゆるバリバリの資本主義の時代です。失業や社会的弱者が出て、それは自分の責任の時代だったわけです。そして社会福祉政策の必要性と、資本主義社会でも失業や社会的弱者を救出する福祉政策が可能だということで、これが共産主義に対する個人として動き出したわけです。

ところが、オイルショックによる財政破綻が起きてくるわけです。これが「第二の道」です。これがイギリスでは市場主義の内蔵、それからマーガレット・サッチャーによって大きな政府から小さな政府になりました。第一の道のところで財政破綻して、財政破綻から大きな政府を続けることができなくなり、小さな政府になって、

徹底した市場主義、それからマネタリズム、そして New Public Management——「新自由主義」というと非常に言葉の内容がはっきりしませんが——という流れになったわけです。

そして、民営化などのいろいろなことが起きてきます。日本でも1970年代、80年代とは違う今の行政組織になっていくわけですが、やはりこのエージェンシーを踏襲していると思います。そしてパフォーマンスの評価による管理などを行い、第三者の評価が必ず必要になってくるわけです。同じようにアメリカもレーガノミクスが起きて、できたのが新自由主義の成果と破綻ということになります。

新自由主義によってイギリスは特に財政的な立て直しに成功しますが、福祉政策の切り捨てや失業者の増大ということで政権の交代が起きて、成果と破綻などから新しいいわゆる第三の道（Third Way）というものが出てくるわけです。そこで出てきているのがこの Social Inclusion あるいは Symbiotic Society、共生社会というものと、Positive Welfare、参加型（積極的）社会福祉というもので、福祉国家のあり方が変わってくるわけです。日本でもここから共生社会という言葉を取り出してきたのではないかと思います。競争する行政や成果重視の行政はいわゆる「サッチャリズム」を踏襲する部分ですけれども、いろいろな流れで新しい変化が出てくるわけです。

そしてこういったグローバリゼーションが起きてくるわけですが、市場原理において勝者が出てくると敗者も出てきます。この敗者の人々にどうやって十分な社会福祉政策を行うのか、そして敗者も国家社会の構成員ですので、役割相乗型社会（Synergistic Society）というものをどうやってつくるのか、これがソーシャルインクルージョンあるいは共生社会の一つのモデルだと思います。

これが日本でも共生社会とインクルーシブ教育という言葉の元です。共生社会というと生物の何かの言葉か、あるいは障害のある人と無い人が仲良く暮らすといった情緒的な言葉のようですが、本当はこのような政治的な背景があるということも私たちは忘れてはならないと思います。

これは社会的な格差と市場主義という私が勝手に作った理論ですので、当たっているかどうかは分かりません。このようにゆっくりとした資本主義経済で、日本が1980年代に一人勝ちしていたメード・イン・ジャパン——今はメード・イン・チャイナが日本の市場に溢れていますけれども——の時代です。私は学生の時にイギリスに留学したのですが、あの時はたぶん消しゴムにも鉛筆にも三菱の印が付いていましたし、車も三菱のコルトが走っていましたので、「あの3つは同じ会社か？」と学生から聞かれて、同じ会社だと答えました。それぐらい日本製品が溢れていた時代です。日本が一人勝ちして、まるでゆっくりとジョギングしているような状況でした。

ところがリーマンショック以降、グローバリゼーションで非常に高度かつスピードのある市場主義経済が進んでくると、ゆっくり走っていたマラソンのグループが速く走るとばらつきが出るのと同じように、このようにばらついた状態になります。そうすると、ゆっくり走ればこぼれなかった子どもたちあるいは家庭が、ボロボロとこぼれてくるようになります。そうすると、これを支えるための公的な教育と、それから社会的格差によって家庭教育も不十分な状態になります。そうすると、この部分が特別支援教育を受ける枠となります。

インクルーシブ教育も本当は発達障害だけではなくて、このようにばらついて落ちこぼれてくる子どもたちをどうやって支えていくかということを考えていなければならないと思います。これは次の5年間、次の10年間で日本が考えていかなければならないことだと思います。

Mary Warnock はいわゆる『ウォーノック報告』というものを作った人です。ウォーノック報告というのは2つありまして、一つは1978年のものです。それからもう一つは『A Question of Life』というもので、いわゆる試験管ベビーについての委員会のものです。この Mary Warnock がインクルージョンについて批判しています。2005年の BBC World Service をたまたま見ていたら、彼女がインクルーシブ教育に対してすごいことを言って批判し出したので驚きました。今日もあそこでも売っていましたが、『Special Educational Needs』という本が出ており、この本の中に具体的に書いてあります。

これは非常に難しい本で、私も2冊買って書き込みながら何度も何度も読んで、その結果、自己批判していることが分かりました。つまり、医療モデルから Special Educational Needs モデルということで変形を出そうと思ったけれども、SNEG という言い方でまた新たなジレンマを生むということでした。それからステートメントの発行の見通しが甘かったということがあります。あまりにも多くの保護者が発行を希望して、予算がなくなっているし時間がかかるということで、非常に不評になってしまったというものです。

それからインクルージョンに対する批判としては、全ての子どもを一つ屋根の下で教育する理想への批判です。それから、一般の社会にとっては理想であっても、学校においては必ずしも理想ではないということです。それから、インクルージョンという概念は同じ学校で学ぶという観点ではなく、学習機会を同じように提供するという観点に変更すべきだといったようなことが出てきております。

ただ、日本も新たな課題が出てきております。これは財政債務残高です。ギリシャではいろいろな問題が出ていますけれども、日本はそれ以上の債務残高を抱えています。歴史的にも、これは太平洋戦争時代を超えるような債務です。若い方には本当に大変な時代になっています。

そして、未曾有の少子高齢化社会がどんどん続いております。この中で社会的格差がどんどん拡大してきて、今はメキシコ、トルコ、アメリカの次に日本です。高齢化が進むと社会的格差も進むわけですが、たぶん韓国なども今よりもっと格差が大変になるのではないかと思います。こういうことが起きております。

学校では、要保護および準要保護の児童生徒数がどんどん増えてきております。日本ではだいたい16%の子どもたちが要保護、準要保護になっておりますけれども、その中で大阪府は26.65%ということで、全国平均よりも10ポイント高いのです。その中からいろいろな対策が出てきていて、こういう結論が出ています。

これはスクールバスモデルということで、財政的、経済的に非常に貧困な地域でも、学力が高く、問題行動が少ない学校の要因は何かということ进行分析しております。「気持ちのそろった教職員集団」、「戦略的で柔軟な学校経営」、「全ての子どもの学びを支える学習指導」——これはユニバーサルデザインです——、それから「共に育つ地域・校種間の連携」、「双方向的な家庭との関わり」「安心して学べる学校環境」など、こういうものが経済的に困っていても学力が高く、問題行動が少ない学校の条件ということで出しております。

もう一つの問題は、歴史上最大の雇用者を生んでいると言われてはいますが、20年間で2倍や3倍になっても、特別支援学校の高等部卒業生の就職率というのは2倍になっているわけではないということがあります。こういう問題もこれから考えていかなければならないものだと思います。

他にも東日本大震災それから福島の問題など、いろいろな問題を抱えておりますので、やはりソーシャルインクルージョンというものを進めていかなければならないのですが、その中でどうするかたちのインクルーシブ教育をやっていくのかということです。イギリスでは批判的な意見も出てはいますが、日本ではどうするのかということを考えていかなければならないのではないかと思います。

なぜイギリスでインクルーシブ教育に無理があるという意見が出てくるかというと、これは1学期あたりの児童生徒数が非常に高く、日本よりも1人の教員が持つ子どもの数が多いということがあります。こういう問題があって、イギリスではインクルーシブ教育が難しいという論議が出てくるのではないかと思います。日本もそういう問題を解決しながらやっていかなければならないのではないかと思います。

考察にまとめておりますので、日本におけるインクルーシブ教育それからソーシャルインクルージョン、共生社会を構築するためには、こういったことを考えていかなければならないのではないかと思います。

時間をオーバーしましたけれども、これで私の報告を終わりたいと思います。ありがとうございました。(拍手)

【川合】 落合先生、ありがとうございました。

先生のご紹介をしようと思っていたら始まってしまいました。先ほどご自身でご紹介してくださいましたように、落合先生は広島大学に昨年度までいらっしゃいました。現在は本学の名誉教授でもあらせられます。なおかつ、前センター長ということで、私の前のセンター長でもいらっしゃいました。

記念シンポジウム

諸外国における特別支援教育、日本におけるインクルーシブ教育システムの構築とその現状

齊藤由美子（国立特別支援教育総合研究所）

【川合】 それでは続きまして、齊藤由美子先生にお話をいただきたいと思います。

齊藤先生は独立行政法人国立特別支援教育総合研究所企画部で統括研究員としてご活躍されています。齊藤先

生にはアメリカを始め世界のインクルーシブ教育について、あるいは特別支援教育について造詣が深くいらっしゃるといふことで、今日は「諸外国における特別支援教育、日本におけるインクルーシブ教育システムの構築とその現状」ということでお話をいただきます。それでは齊藤先生、よろしくお願ひいたします。

【齊藤】 皆さん、こんにちは。(一同：こんにちは) ご紹介いただきました齊藤です。今日は実践センターの設置20周年ということで、おめでとうございます。このような機会にお声掛けいただき、たいへん嬉しく思っております。

今日は私どもの研究所における経験や事業も紹介しながら、諸外国における取り組みの概観から、日本におけるインクルーシブ教育システムの実践視点を提供できればと思っています。

私どもの研究所は文部科学省所管の独立行政法人です。長い名前ですが、略して「特総研」、また「NISE (ナイゼ)」と呼ぶこともあります。場所は三浦半島にあります横須賀市で、東京湾に面して海に臨んでおります。私が仕事をしている机から、時折、豪華客船や軍艦が見えるような環境です。本日、ご講演いただきました長澤先生、それからシンポジストの落合先生も、特総研の大先輩の研究者でいらっしゃいます。

少し細かいのですが、NISEの仕事や役割を1枚で説明したものです。長澤先生、落合先生の頃とはかなり様子が変わっているかもしれません。現在のミッションは文部科学省と連携しながら国の教育施策を進めたり、教育現場の課題解決に寄与する研究や事業を担っております。他の研究業務としては、現職教員の研修、それから情報普及、教育相談の支援などがあります。

私のほうでは本日はこのような内容を用意してきました。まず、特総研で担っているインクルーシブ教育システムに関する研究と、海外の情報収集の仕組みをご紹介します。その後、諸外国における特別な教育について、対象となる子どもの割合や教育の場の概観をご紹介しますと思います。次に、研究の一環で実地調査に伺った西オーストラリア州の教育の仕組みをご紹介しますと思います。

まず、特総研が行っているインクルーシブ教育システムに関する研究と、海外情報収集の仕組みです。

特総研では平成23年度より5年間の計画で、インクルーシブ教育システムに関する研究を国の教育施策に関わる重要な研究と位置づけて進めております。最初の2年間では、インクルーシブ教育システムにおける教員の研修カリキュラム、子どもへの配慮や特別な指導に関する研究を行いました。現在は、文科省のモデル事業を行っている市町村や学校等にご協力をいただきながら、体制づくりのガイドラインを作成しているところです。

また研究と並行しまして、事業として合理的配慮および基礎的環境整備に関するデータベースの作成を行っております。このインクルーシブ教育システムの構築を支援するデータベースでは、モデル事業に参画している学校等の事例について、基礎的環境整備それから合理的配慮の観点を整理して情報を提供しています。ぜひご覧いただき、ご活用いただければと考えております。

次に、特総研における海外情報の収集システムについてご説明します。国際調査の実施要綱に基づいて、研究職員で国別調査班というものを編成しています。また、外国調査研究協力員というシステムがありますので、海外にお住まいで日本の特別支援教育の状況にも詳しい方に調査協力をいただいています。さらに、特総研と同様に特別支援教育のナショナルセンターを持っているフランスそれから韓国の研究所と研究協力協定を結んでおります。

次は、諸外国における特別な教育についての概観をお示しします。

世界各国の障害者権利条約の批准の状況です。青とオレンジは批准国ですが、その広がりがお分かりいただけるといふ思います。昨日の段階でもう一度チェックしたところ、157カ国が批准していました。日本の批准が昨年の2014年1月20日で世界的に見ると比較的遅く、140番目の批准国となっております。

インクルーシブ教育をどのように進めるかについては、国によってさまざまに考え方の違いがあります。研究協定を結んでいるフランスの国立特別支援教育総合研究所のNel Saumontさんにご講演いただいた際の資料ですが、ヨーロッパ各国における取り組みを3つの部分に分けていました。

すなわち、1つ目は「インクルプラス」と呼ばれるもので、障害のある子どもも無い子どもも同じシステムの中で学ぶ単一路線型のグループです。このグループには特別な学校は存在しないイタリアなどが入ります。2つ目は「インクルマイナス」といわれるもので、障害のある子どもの教育システムを明確に区別しているグループ

です。ここにはドイツやオランダなどが入ります。3つ目は「混合型」と呼ばれるもので、多様なアプローチをしているグループです。ここにはイギリス、フランスなどが入ります。

もし、このどこかに日本をいれるとしたら、どこになるでしょうか。2番目の「インクルマイナス」のグループから3番目の「混合型」のグループに移行しているところということになるかと思います。

これは、統計上、各国でどれぐらいの割合の子どもたちを特別な教育の対象としているか、また、その子どもたちがどのような教育の場で学んでいるかを示したものです。これをグラフでお示しすると次のようになります。特別な教育の対象となる子どもの割合は各国で異なり、また、どのような教育の場で学んでいるかということもさまざまです。

先ほどの落合先生のお話にもありましたが、イギリスは最も多く17%近い子どもが特別な教育の対象です。ただしここでは、先ほどお話があったように、貧困や移民などの障害以外の理由で教育的ニーズのある子どもたちも対象となっております。

ドイツでは、対象となる5.5%の子どものほとんどの4.3%の子どもたちが特別な学校で学んでいます。

日本では、現在、特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室で学んでいる子どもは3%程度です。これはフランスやイタリアの割合に近いです。しかし、通常の学級にいと推定される発達障害のお子さんの割合の6.5%を足すと、対象となるお子さんの割合は10%程度になり、これはアメリカとだいたい同じぐらいになりそうです。

ここからは、今後の日本の取り組みを考える上での視点を研究するために、西オーストラリア州の教育の仕組みをご紹介します。なお、オーストラリア全国で特別な教育の対象となっている子どもの割合は、アメリカとだいたい同じ10%程度とされています。

まず、オーストラリアにおける国全体における障害のある子どもの教育制度の概要です。オーストラリアでは教育については6つの州政府と2つのテリトリー政府が責務を負っています。国レベルでは連邦法である障害者差別禁止法に基づいて2005年に「教育における障害基準」というものが作成されており、設置者や学校にとってのガイドラインとなっております。このガイドラインには障害のある子どもは障害の無い子どもと同じ教育の場に就学する権利を有すること、また、同じ教育の場で学ぶ際に合理的調整 (reasonable adjustment) がなされる権利があることが示されています。

オーストラリアでは州ごとに教育の仕組みが異なりますが、ここでは西オーストラリア州における教育の仕組みをご紹介します。たいへん特徴的なのは、教育ニーズを5段階に設定して、それぞれのニーズに対応した教育環境を用意していることです。数字が大きくなるほど教育ニーズも大きく複雑になります。それぞれの教育ニーズレベルの状況については後ほど詳しくご説明しますが、ここでは教育の場について簡単にお話しします。

教育ニーズの1から3までは、基本的には通常の学級で学びます。ただし、1と2は accommodation、すなわち教育指導の目標は変更せずに方法を工夫して行っています。教育ニーズ3になると modification で、教育指導の目標や内容の変更を行うこともあります。教育ニーズ4では特別ユニットで学びます。これは日本の特別支援学級のような環境です。そして教育ニーズ5になると、基本的には教育支援センターと呼ばれる場所で学びます。これは特別な学習環境やプログラムが用意されており、PT や看護師などの専門職のいる日本の特別支援学校的な環境です。

この教育ニーズ5に対応した環境は、日本の特別支援学校のように単独で設置される場合もありますが、通常学校と同じ敷地内に別の学校として設置される場合や、インクルーシブな学校として通常の学校の中に設置される場合があります。

専門性の担保に関わっては、ニーズのある子どもには専門教師の巡回があったり、通常学級での学習を進める巡回支援というものがあります。また、カリキュラムが卒後のインクルーシブな生活に結びついているということが、たいへん特徴的です。

ここで、それぞれの教育ニーズの状況について説明します。教育ニーズの1と2は、通常のカリキュラムで障害の無い子どもと同じ目標設定で学ぶ子どもたちです。1よりも2のほうが大人の監督をより必要とする状態です。教育ニーズ3は、通常の学級での学習を基本としながらも、カリキュラムや目標は子どもに合わせて調整しています。特に読み書き、計算などについて、個別の学習で力をつけることが必要な子どもたちです。日本で発達障害といわれる子どもたちは、そのニーズに応じてこの教育ニーズ1, 2, 3のどこかに該当すると思われます。

それから教育ニーズ4になりますと、日本の特別支援学級のような環境で学びます。個別化された目標を設定し、社会性の学習や学習成果の汎化を目指した指導が行われています。教育ニーズ5は最重度の子どもたちで、子どものニーズに合わせたプログラムを個別に作成します。生活をベースにした学習、体や健康面への働きかけというものを行っています。

西オーストラリア州は障害のある子ども一人一人についてアセスメントを行い、これらの5段階の教育ニーズのどれに該当するかについて決定しています。決定に当たっては、日本の要介護認定の仕組みと似たようなプロセスがあります。保護者と教員でコンピューターであらかじめ設定された、例えば食事の介助がどれぐらい必要かといった質問に答えていくと、該当する教育ニーズのレベルが出てきます。その情報を基に、あらためて保護者との相談や実際の子ども様子によって教育ニーズのレベルを決めます。このレベルについては見直しも行われます。

小学校や中・高等学校の施設設備や教育環境によって、教育ニーズの1から3だけ対応する学校や、教育ニーズ4まで対応可能な学校、教育ニーズの1から5の全てに対応するインクルーシブモデルの学校などが決められています。その学校にどの教育ニーズの子どもが何人いるかで、学校の予算が決まります。また、教育ニーズに基づいて学校に必要な教員数の算出も行われます。

これは、各教育ニーズについて子ども1人当たりに必要な教員数の算出をするベースとなる資料です。障害の無い子どもを1としたときに、教育ニーズ1のお子さんでは1.5倍の係数を掛けます。それから教育ニーズ5のお子さんでは3.6倍の係数を用いて、学校全体に必要な教員数と予算を算出しているということでした。限られた教育予算をどのように分配するか、そのルールがきちんと定められているということもたいへん参考になると思います。

ここからは、具体的な学校見学における学習の様子です。

最初に紹介するのは、教育ニーズの1から5まで全てのレベルの教育環境が用意されているインクルーシブモデルの小学校です。左の写真は、障害のある子どもと無い子どもが「バリー」と呼ばれる友達になって、継続して学習する様子です。ここでは、横断歩道の安全な渡り方についてのパワーポイントを一緒に作ったそうです。障害のある子どもは力に応じた役割分担にして、一緒に発表する準備をしていました。障害の無い子どもにとっても、自分のバリーを理解し、協力して何かを創り上げることは大変な経験だと思います。

それから右下の写真では、特別支援学級と通常学級の場所が隣り合っています。教室を出ると同じスペースを共有して、一緒に遊んだりランチを食べたりしています。こういう場が起りやすい建物の構造を工夫しているそうです。

これは、最重度の教育ニーズ5の子どもたちが学んでいる建物です。小学校の敷地の真ん中に、教育ニーズ5の子どもたちが学ぶ校舎がありました。1年を通して入ることができるプールやさまざまな感覚を楽しむスノーレンルームが備えられ、常勤の看護師やPTさんもいます。スケジュールカードにはインクルージョンの時間というものがあるが、この時間にはお友達がこの教室に来てくれるそうです。学校全体の子どもたちがスクールバスに乗るためにこの場所を通してバス乗り場に向かう構造になっていて、ここでも自然に交流が起りやすい設計がなされていました。

これはインクルーシブモデルの中・高等学校の様子です。教育ニーズの1から5の全ての子どもが学んでいます。重度の知的障害、運動障害、視覚障害のある生徒ですが、巡回の専門教師が定期的に来校して、子どもの教科、教材の提供、教員へのアドバイスなどを行っています。

障害のある高校生と無い高校生と一緒に作業学習をしている場面がありました。ここに至るまでにはさまざまな場面がよく見られるそうです。まず、障害のある学生は教員と1対1で木工製品を完成できるように学習します。それができたら次は教員1人と障害のある学生4人の体制で、同じ製品を完成できるように学習します。それができたら今度は障害の無い学生1人と障害のある学生4人の体制で、同じ製品が完成できるようにします。こうやって徐々に卒業後に行く作業所などの環境に近づけていくということでした。

これは教育支援センターとあって、高校と敷地を同じくしている特別支援学校にあたる学校の様子です。この教育支援センターの生徒が高校の技術・芸術系の授業を取ったり、高校で少し遅れのある生徒がこのセンターで補習したりということもあるようです。さまざまな場面があるのですが、時間がなくなってきましたので割愛し

たいと思います。

この学校では、卒業後の生活に必要なスキルを学ぶことにとっても力を入れていました。自分のスキルを見つけることと通常の学級の生徒たちと交流することが同時に行われているということが、とても印象的でした。

最後のまとめです。諸外国の特別な教育の対象となる子どもの割合は、国によって異なっています。諸外国のことを知ることで、日本の状況を客観的に見る視点が得られるのではないかと思います。

落合先生のお話にもありましたが、現在の日本では特別支援学校、特別支援学級の対象となる子どもが急増しているという現状があります。一人一人のニーズに応じた教育の重要性の認識が高まっているということかもしれませんが、今後、日本のインクルーシブ教育システムにおいては、ニーズに応じた教育というものと共に学ぶことの2つを両立させる仕組みを、先生方もそれから子どもにも無理なくどう作るのかということが大きな課題になってくるのではないかと考えております。ご清聴どうもありがとうございました。

(拍手)

記念シンポジウム 多様な子どもたちの学びを大切にした学校教育システムの構築に向けて

野口 晃菜（筑波大学）

【川合】 齊藤先生、どうもありがとうございました。

それでは続きまして、野口晃菜先生にお話を頂戴いたしたいと思います。

野口先生はただ今、筑波大学大学院人間総合科学研究科の博士後期に在学されております。一方で、ご講演の中で少しご紹介があるかとは存じますが、株式会社 LITALICO で執行役員をされていらっしゃいます。野口先生も海外にいらっしゃった経験もおありですし、インクルーシブ教育、ユニバーサルデザインなど、その辺りのことにとっても詳しくて、今、全国をあちこち回っていらっしゃって、広島まで来ていただいて本当にたいへん貴重なお話をいただける機会だと思っております。

野口先生からは「多様な子どもたちの学びを大切にした学校教育システムの構築に向けて」というお話を頂戴いたしております。それでは野口先生、よろしく願いいたします。

【野口】 ありがとうございます。ハードルを上げられてしまってドキドキしています。

皆さん、こんばんは。(一同：こんばんは) もう「こんばんは」の時間になってしましまして、私はお腹が空いてきています。次の懇親会が楽しみだなと思いつつ、頑張ろうと思っています。20分のお時間をいただいていますので、お話をしていきたいと思います。少し端折る部分もあると思いますが、速かったら言っていただければと思います。

「何者？」と思っているのですが、今、二足のわらじを履いています。株式会社 LITALICO という会社で働きながら、筑波大学の博士課程に在籍しています。

会社についてご紹介を差し上げるというお話だったのですが、株式会社 LITALICO は障害のない社会をつくるというビジョンを持っていろいろなサービスを提供しています。成人で障害のある方向けの就労支援もやっていますが、私が主に関わっているのが、発達障害のある子ども、もしくはいわゆるグレーゾーン、学校でなかなかフィットしない子どもたち向けの幼児教室と学習塾「Leaf」というものをやっています。今現在、こちらはまだ関東にしかないのですが、だいたい50校ぐらいの教室があり、子どもの数が7,000人を超えています。

Leaf でどういったことをやっているのかについて紹介します。皆さん、これは何の絵か分かりますか？ パスドラです。パスドラは分かりますか？ とてもはやっているものです。これはうちの生徒が YouTube にパスドラの実況中継を載せたものです。いわゆる多弁や多動といわれるタイプの子どもさんが、小学校5年生の時に入れたものです。今の時代、YouTube で結構食べていけるらしく YouTuber という方がいますけれども、自分の多弁を生かして「僕はゲームの実況中継をやって食っていく」ということで、広告をどのように出せば稼げるかということを学んでいました。

彼は一つの例ですが、それでも、「自分らしく生きる力」というものをとても大切に授業をしています。あと

は「その子に合った一番の学びを」というかたちで、一つのコンテンツに対してさまざまなやり方と選択肢を用意していくところをやっています。これは漢字ですけれども、漢字一つとってもいろいろな学び方があるように、自分に合った学び方を選んでいこうというかたちで教材を発案して作っています。

基本的には、子どもを中心としたチームへ支援・指導をしていきたいという思いがあるので、親御さんと連携したり、学校と企画をしたり、そのようなかたちで指導も行っています。親御さん向けにはペアレントトレーニングをやったり、先生向けには研修会をやったりしていますが、やはり民間の企業というところで少し「ふっ」と思われる方もいらっしゃるのではないのでしょうか。一民間企業が子どもたち全てがどこにおいても学びやすくするというのは非常に難しいことです。ですからやはり私の思いとしては、公教育の皆さんと一緒に変えていこう、より皆が学びやすい学校教育をつくっていこうという思いを持っています。

このような企業で働きながら私自身は研究もしていますので、今日は両方の視点から混ぜこぜでお話ししていきたいと思います。私が今、インクルーシブ教育を含める課題とと思っていることを4つ、お話をします。

一つ目は非常に簡単です。インクルーシブ教育の理念を共通理解しようというところからです。先ほどの先生方のお話にもあったと思いますけれども、制度は整ってきたけれども、なかなか「共に学ぶ」ということが浸透していかないところがあると思っています。一つの大きな問題点は、通常教育も特別支援教育も一緒にインクルーシブ教育の理念をビジョンとして掲げていくことが必要ではないかと思っています。

先ほど齊藤先生のお話にもありましたが、インクルーシブ教育を進める理由というのは、ソーシャルインクルージョンというインクルーシブな共生社会をつくっていくというところを目指して、そのために同じ場で学ぶことを追求しながら個々のニーズに合わせた学びを提供するということであって、その両方を保持していくためのいろいろな制度をあらためて築く必要があると思っています。そのためには、通常教育、特別支援教育、地域、研究者、実践者、医療、福祉の人たちが共に推進していく必要があるのではないかと思っています。やはり特別支援教育の中だけの話になっているというのはどうかなと思います。

二つ目です。「多様性を前提としたカリキュラムと支援システム」と書きました。これはどういうことかという、今の日本の公学校教育は、場によって学ぶ内容やカリキュラムが変わっていると思っています。ただ、これからインクルーシブ教育を進めていく上で、一つの場にいろいろな子どもがいることがどんどん起こってくると思いますが、そうなった時にやはりやっていたいかなければならないのは、今日も午前中からのお話にもあったように、通常教育そのものを多様性を前提としたカリキュラムにしていくことではないかと思っています。また、学級づくりや授業づくりといった部分に関しても多様性を前提とするように、あらためて考え直していく必要があると思っています。合理的配慮というものはその上についてくるものです。

例えば先ほどの齊藤先生のお話にもありましたが、今の教育課程において集団に合わせてユニバーサルにデザインされた授業を実施したり、多様性を前提とした学級集団づくりをやったりしていくのですけれども、それでも辛い子には教育方法をこのように変更していこう、それでも辛い子には教育内容をこのように変更していこうというかたちで指針があるといいと思っています。どういうことかという、教育内容と方法を連続体として定義することで、誰もがアクセスできるインクルーシブなカリキュラムとなっていくのではないかと思っています。

これはアメリカの例です。先ほどのオーストラリアの例と同じだと思いますので、割愛します。つまり、通常教育と特別支援教育のカリキュラムの再定義をしていく必要があるのではないかと感じています。

これも午前中の柘植先生のお話にも少しあったかと思いますが、アメリカの Response to Intervention と呼ばれるものです。どういうことかという、そもそも通常学級の全ての子どもたちに対して多様性が当たり前な学級づくり、授業づくりをした上で、個別的な配慮あるいは個別対応をしていこうという前提が必要なのではないかと思っています。今の既存の通常学級の中における授業を変えないまま、ただ個別の配慮をするというのはインクルーシブといえるのだろうかと思っています。

今日のシンポジウムのお話にもあったと思いますけれども、第1層のユニバーサルデザイン化の話や、あとはそもそも皆が違うということが前提となっている学級づくりが必要だと思います。その上に合理的配慮というものが位置づいてくると考えます。

合理的配慮というものが日本において難しいと思うのは、権利を主張する文化があまりなかったからではないかということです。つまり、学びにアクセスする権利です。こういった交渉を親御さんが先生にしていくと、隣

で「この子たち、自分的に許せません」となるような話になると思いますが、そういったことは認められないということが4月からの障害者差別解消法においてしっかりと義務付けられます。

これも私の知り合いの中学校1年生のR君の話です。彼が中学校に入る前に特別支援教育コーディネーターの人と面談をした時に、「皆と一緒に無理だったら、こういうふうには支援してあげるよ」と言われたらしく、「僕は別に特別な支援をされたいわけではなくて、自分の当たり前な学ぶ権利を主張してるだけです」と言っていたことがとても印象的でした。私たちはあくまでも、その子が学ぶ上で障壁になっているものは何かということ子どもと一緒に探していく必要があると思っています。

これはうちの会社でやった調査です。障害者差別解消法について保護者や教員がどのくらい知っているかという調査です。やはり保護者も教員もまだまだ認知度が低いところがあります。合理的配慮についても同じです。教員もやはり半分近くの方は知らないということが出てきていますので、しっかりと浸透させていく必要があると思っています。

これも、うちの学習教室に来ている親御さん向けのアンケート調査で出てきたご意見です。「担任によって配慮ができる・できないの差があるのは大きい」、「親がやらなければならず苦労した」、「友達とは違う待遇に本人が傷ついたりしないのか」という意見があります。そういった保護者の方たちに合理的配慮というものを正しく認識していただくことも必要ですけれども、一方で先生方にもご認識いただいて、そこで合意形成がしっかりとれるような基礎的な環境整備との関係性や合意形成のプロセスを、より分かりやすく提起していく必要があるとも思っています。

ここに書いた通り、合理的配慮を進める上では、やはり教員向け研修というものがが必要です。さらに、通級ではその子に合わせて例えばタブレットを使った学習ができる子でも、通常学級に持って行くのは皆と違うから嫌だ、皆にずるいと言われるから嫌だというお子さんも結構多いです。そういった方たちに対しては、通常学級における他の子どもたちに対する多様性の理解の授業をしていく必要もあるだろうと思っています。

先ほどのR君もそうですけれども、本人が自分はどういう配慮が必要なのかをしっかりと認識できるようなプログラムや、自ら伝える機会というものもつくっていく必要があると思っています。

一つ紹介したいと思います。Y君という中学1年生です。中学校に入る前にご自身にとって必要な配慮を中学校の先生方に向けてプレゼンをしましたが、その内容をご両親とご自身のご了承を得た上でご紹介します。

「僕の特徴。字を書こうとすると思考が止まり、考えていることも忘れてしまいます。なので、うちでは使えません。しかも字が汚く、書くのが遅くて、書くことと言語が一致しないです。でも、今使っているiPadを使うと伝えたいことも伝えられるし、黒板をとっておくこともできます。表現が素敵なのですが、「誠実な時、人と目が合わせられません。聞いているような態度ではないかもしれません。聞いている時はとても不誠実に見える時があります。でも、それは誠実のつもりです」また聴音過敏がとてもあるので、音のこともここで説明しています。ヘッドフォンを付けていれば大丈夫ということで、最後に「パソコンと同じくiPadの使用を認めてもらえるとうれしいです。その他の訴えを理解してもらえるとうれしいです」という感じでプレゼンをしています。

この方のご自身でご自身の特性を理解して、かつ、どういった配慮があれば自分は学べるのかということと理解して伝えることをしてきました。単純にこの子にはどういった合理的配慮が必要かということと大人が勝手に決めるのではなくて、その子自身が自分で主張できるようになることも非常に必要なのではないかと思っています。

三つ目です。インクルーシブ教育の評価をどうしていくかについては、とても考えていかなければならないことだと思っています。特に先ほどお示しした中で、「共に学ぶ」と「一人一人のニーズに合わせる」とこの両者をどのように実現していくかというのは、非常に難しいと思います。「可能な限り共に」という部分をどう評価するのか、学びにはなっているけれどもどう評価するのかを考えていかないと、ただインクルーシブ教育という名前だけになってしまうのではないかと思っています。

今日の午後にシンポジウムもありましたが、例えば個別の指導計画の質や精度をどこまで測っているかということについてです。皆が指導計画を立てられるようになったとしても、その質を誰がどのように評価するのかということとしっかりと仕組みにしていかないと、これも形骸化していつてしまうのではないかと思っています。教育支援計画も同様です。

これはアメリカの話で、先ほど先生方からお話があったので割愛します。

最後に、「立場、分野を横断したチーム体制の構築」と書きました。冒頭でもお伝えしたように、インクルーシブな教育をしていくためには、特別支援教育の先生たちだけが頑張ればよいのかというと、そういうわけではありません。やはり学校全体をインクルーシブな文化にしていくことが非常に必要なことだと思います。

私は校内研修を行うことが多いですが、先生方に「ご自身の強みと弱みを教えてください」と言うと、弱みは皆さん書けるのですが強みはおっしゃらないです。それから「先生の教育観を教えてください」と言うと、なかなか言える空気ではないことがあります。ですから、そもそも先生が多様であるということを学校の中で前提としていかないと、子どもたちにいくら「みんな違っていいよね」と言っても、あまり意味がないのではないかと思います。

後で例をお示ししますが、公的機関と民間機関が連携していたり、今日の午前中に話が出てとても嬉しかったのですが、研究の分野でも教科教育と特別支援教育の研究者が一緒になって、どうやってインクルーシブ教育を推進していきけるかというところを、研究者も一緒にやっていかななくてはいけないと思っています。

このように、既にたくさんの良い実践というものがあります。全国でたくさんの通常教育のいわゆるカリスマの先生方に会う機会が多いですが、非常に学級経営が上手で、多様な者たちがそれぞれ輝いているということを実践されている方がいらっしゃるのを、それを一緒に言語化して行って蓄積していくことも必要かと思っています。

インクルーシブ教育はゼロから始めるものと思われがちですが、既に私たちが生きている時から始まっているのではないかと、日本が得意なところはどこかと、そういった視点も持ちながら、自分たちにとってのインクルーシブ教育はどういうものかということを考えていかなければならないと思います。

最後に、公的機関と民間機関である私の会社とで一緒にやっているプロジェクトを二つだけ紹介したいと思います。

一つは、この間、プレスリリースが公開されたばかりのもので、Microsoft が中心になって ICT 関連の企業が集まっている「Windows クラスルーム協議会」というものがあります。今回、そのクラスルーム協議会と LITALICO、そしてつくば市と一緒に、「合理的配慮への ICT 活用推進プロジェクト」というものを実施することになりました。これはどういうことをするかというと、つくば市の小・中学校において合理的配慮が必要な方に対して、先ほどお伝えしたように教員研修したり、通常学級の子どもたちに対して多様性理解の授業をしたり、ICT をどのように活用したらよいかということ子どもたちと一緒に考えたりということをやっていくプロジェクトです。

もう一つは、こちらは総務省の事業です。現在、クラウドプラットフォームを用いた「ICT ドリームスクール」というものを総務省がやっています。そちらを活用させていただいて、世田谷区の小学校 2 校と中学校 1 校と一緒にクラウドプラットフォームを活用して個別の指導計画を共有するというものです。親御さんとうちの教室と学校でクラウドプラットフォーム上に個人情報を ID 化して、個別の指導計画を立て、それを共有していくというプロジェクトも現在走っているところです。

こういうことをお伝えすると、「とはいえ、民間企業から売ってるんでしょ?」「お金が入るから受けるんでしょ?」という話になりがちですが、そうではなくて、やはりここで良いモデルを一つつくり、グッドプラクティスと一緒にやることによって、それが例えば総務省に採択していただくことにつながっていくと思っています。

やはり一番お伝えしたいことは、一番最初に言ったことそのものです。本当にやっていきたいと私たちが思っているのであれば、対立するのではなくて共に作用しながら推進していく必要があると考えています。この 4 つです。私からの発表は以上になります。どうもありがとうございました。

(拍手)

記念シンポジウム インクルーシブ教育とソーシャルインクルージョン —これからの特別支援教育のあり方への提言—

シンポジスト

ネブラスカ大学	教授	クリスティ・ホーン
大和大学	教授	落合 俊郎
国立特別支援教育総合研究所		齊藤由美子
筑波大学		野口 晃菜
指定討論	広島大学	川合 紀宗

【川合】 野口先生、どうもありがとうございました。

それではただ今より討議といってもあまり時間がないので、どちらかという先生方に向けて成功に向けての応援のメッセージを話していただいて、それを私たちの心に残して、明日から実践・研究に何か生かしていくことができればと思います。

会場の設営をいたしますので、少しお待ちください。先生方、前の方へ出ていただければと思います。

お伺いしたいことがいくつかございますので、私のほうから代表してお伺いさせていただきたいと思います。

まずは Christy 先生にお伺いします。先ほどインクルーシブ教育を進めていく上で、予算上の課題等があるということをおっしゃいました。いわゆるインクルーシブ先進国としてさらに努力していくこと、あるいは、日本に対してこういう方向性でやっていくとさらにインクルーシブなカタチでの推進というものができるといふ、私たちに對する何かサジェスションがございましたら教えていただければと思います。

【Christy】 I think that I can probably give Japan some advice about making sure that some things we have learned the hard way. One of them would be to put together appropriate teams to create individual educational plans so that you have got all the right people in the room and that you have got buy-in from the parents.

日本の方々に対してアドバイスできるとすれば、私たちがなかなか大変な思いをして学んだことの一つに、IEP（個別指導計画）を立てる際に適切な人をチームの中に入れるということです。例えば保護者を始めとしまして、どういった人たちをチームに加えればいいのかということに苦労しました。

【川合】 日本ではなかなかアメリカのようにさまざまな専門職によるチームというものが組めずに、ほとんど学校の先生方、担任の先生が苦労されて作っているという現状があります。そこがスタートポイントですけれども、そこからさらに子どもたちに適切な教育を提供するために、私たちが進めべき次のステップについて何かございますか。

【Christy】 One of the things that I've been involved with at the Center for Instructional Innovation at the university is that we have started working with teachers who are creating - in your case they would be the ones creating the individual education plans about how to use data and how to understand more about the processing of the students with disabilities. If they are being assessed and being determined as having a disability, then teaching or working with the teachers so they can understand what that means and how they can create an individual educational plan based on the data about the student.

私はイノベーションセンターで仕事をしておりますけれども、大学での活動の一つに、IEPを立てる上でデータを非常に有効に活用するにはどうしたらいいかという研究を進めておりました。児童生徒が障害のあることのアセスメントを得て、その評価をされて、障害があるということが明らかになった場合に、彼らがどのようにさまざまな事後処理をしているのかということを理解する上でも、データというものが役に立つと思います。

そういった研究に基づいて、データに基づいてどのように IEP を作っていったらいいのかについて、教員の人たちと一緒に協力しながら進めてきています。

【川合】 ありがとうございます。

続きまして、日本の先生のお三方にお伺いします。落合先生には特にソーシャルインクルージョンという観点からお話いただきましたし、齊藤先生と野口先生からは特に教育におけるインクルーシブな部分や合理的配慮、学校システムの構築というお話をいただいたかと思います。

先生方は海外のこともお詳しいので、世界と比較しながらということをよくされているかと思います。どうしても私たちはインクルーシブ教育となるとビハインドで遅れているというイメージを持ってしまうのですが、日本は日本で優れている点や、あるいはインクルーシブという言い方をするかどうかは分かりませんが、他の国と比べてこういうところはよくやっているという点がもしあれば、そういったところを教えていただきたいです。

なおかつ、当然、全てが優れているわけではありませんので、今後の課題については先生方からもずいぶんお話をいただきましたけれども、短くまとめていただいておりますので、いかがでしょうか。落合先生から順番にお願いします。

【落合】 私のテーマはソーシャルインクルージョンという、いわゆる共生社会という言葉が出てくるわけです。もともと例えば江戸時代も共生社会だったわけですが、それが近代化して核家族化して、さまざまな役割を国家あるいは社会が担わなければならないということで、あえて共生社会という言葉を使って生み出したわけです。

インクルーシブ教育もそうですが、経験したことのない少子高齢化や財政の問題もあるわけですから、共生社会は日本にとっていちばん必要なのではないかと思います。まず大人が変わるということがとても大事だと思います。他の国よりももっとソーシャルインクルージョンということに神経質になるべきで、障害者権利条約を批准したからインクルーシブ教育が動き出すのではないということです。

皆が力を出すと一気に動き出すということはいろいろな高校や特別支援学校の中でも私は見えていますので、そういう意味では、まだまだ可能性はものすごくたくさんあるのではないかと思います。まず私自身のこと、我々の時のことを考えることが大事だと思います。

【川合】 ありがとうございます。では、齊藤先生、お願いいたします。

【齊藤】 私は4月にアメリカのシンシナティでの学会に参加してきました。そこである小学校の先生とお友達になって、「日本に行ったことあるわよ」と言われました。その時にその先生が同僚の先生に「日本の学校ってすごいよ」とおっしゃるんです。何がすごいのかと思って聞いていると、「あんな小さい子どもたちがみんなでお掃除するの」と言うんです。また、「エプロンを着けて給食当番をするの」と言うんです。そういうところがアメリカの先生方から見るととても素晴らしいと見えるのです。

日本の文化では私たちにとっては当たり前ですが、そういったところで皆が助け合い、協力して何か一つのことをやるというのは日本のとても良いところだと思います。障害を持っているお子さんはそこで役割分担をしながら、少しずつでも助け合いながらという良い文化が日本にはあると思うので、ぜひそれを大事にしてほしいと思っています。

その上で日本でやはり考えたほうがいいと思うところは、学校を卒業する時にその子たちがどういう力を身につけて学校教育を終えてほしいのかというビジョンを一人一人のお子さんに持つことです。オーストラリアのあの学校を見た時に、子どもたちが学んでいる状況が幸せそうでした。お一人お一人が頭を使ってよく考えていることがよく分かっています。

ですから、お一人お一人に合った学びのあり方、どこをゴールとするのかということチームで確認しながら実現していくことがとても大事なのではないかと思います。それが先ほど野口先生が言われたような、自分で

何をしたいかが分かること、あるいは、こういうことをしてほしいということを人に伝えることだと思います。

また、先ほどもお話に出ていたようなデータベースを駆使しながら、一人一人のゴールということを明確に、チームで協力し合いながら実現していくことです。日本にそういうところがあると、もっと良くなるのではないかと考えています。

【川合】 ありがとうございます。それでは野口先生、お願いいたします。

【野口】 ありがとうございます。良いところですが、私は2008年にスイスのジュネーブであった国連のユネスコが主催する International Conference of Education という学会に行きました。145カ国ぐらいのいわゆる文科省の人たちが集まっていて、ここでインクルーシブ教育の話が出ていました。ちょっと自慢になりますが、そこでイギリスのインクルーシブ教育研究者である Mel Ainscow さんにお会いして、「日本はこういうところが課題なんです」と伝えました。そう言ったら、Mel Ainscow さんが「日本には研究授業があるじゃないか。あれは素晴らしい文化だ」と言われました。先生たちがお互いの授業を見合って、それを生かしてフィードバックし合ってお互いに高め合うというのは、やはり日本ならではの文化であるということをおっしゃっていました。インクルーシブ教育を進めていく上で、他の国々に輸出したほうがいいくらいのことなので、もっと自信を持つようにと言われました。実は当たり前といえば当たりのことですが、やはり日本ならではのそういったところは生かしていきたいと思っています。

課題についてあえてこの場で一つ最後に言わせていただくのであれば、やはり教育に携わる一人一人がもっと当事者意識を持っていくことだと思います。こういったときに「インクルーシブ教育って理想じゃん」「そんなの無理、お金ないし」という話にどうしてもなってしまいますし、できない理由ばかり探してしまいます。人はそういう思考になっていると思います。でもそうではなくて、できる範囲で自分が明日からできることは何かということをやったり一人一人が考えていくことです。ルートと解法は別ですが、一つの近道になっていくのではないかと考えています。

それは一人だけではなくて、今日、せっかく広島でこのような素晴らしい先生方が集まっているので、これをスタートとして、またここで始まるような対話をする場面をつくってみるということにもつながっているのではないかと考えています。以上です。

【川合】 ありがとうございます。先生方も今ようやくエンジンがかかって、「まだまだ」という感じですが、残念ながら時間が来てしまいました。

先生方のお話を伺って私自身が考えさせられたのは、「合理的配慮」という話になっておりますが、「合理的」の「合理」というのは「理にかなった」ということで、誰にとって理にかなったことなのかを考えなければいけないということです。

また、「配慮」という言い方になると、やはり教育者側が子どもたちに与えるべきものといった雰囲気になってしまいます。もちろん与えるべきこともあるのですが、何でもかんでも与えてしまうと、逆にいわゆる自立（自律）、independence と autonomy といったところを促さない状況になるのではないかと考えています。そういう意味での合理的とは何か、自立していくところをどのように育てるのかということ。「そういう配慮はあえていないよ」という子ども、あるいは「自分にはこういう配慮が要るよね」ということを自分で認識できる子どもをどのように育てるのかということも、これから考えていかないといけないと思います。

それから先生方の中でのキーワードとしては、やはり「共に」そして「学び」ということがあったかと思えます。これも子どもに説き伏せるのではなく、落合先生もおっしゃいましたし、基調講演の長澤先生もおっしゃいましたけれども、まず私たちがやってみるということです。

今さらですが、私は実は言語障害の吃音が専門です。吃音においても、やはり教える側が「どもるということは問題じゃないかな」とか、あるいは「どもるということはやっぱり不便だね」とか思いながら、「どもってもいいよね」と子どもに投げ掛けても何の説得力もないわけです。

そういった意味では、やはり私自身が共に連携しながら学んで、今後の教育のあり方を考えるという姿勢を子

どもたちに見せることも、一つの共生社会というものをつくる上での大事なポイントではないかと先生方のお話を伺って考えさせられました。

今日は本当にお忙しいところお集まりくださりまして、ありがとうございました。もう一度、先生方に拍手をお願いいたします。

(拍手)

ありがとうございました。